

## 2014年度後期民法第2部試験問題

2015年2月6日

松岡 久和

次のⅠ～Ⅲのすべての問題に答えなさい。解答の順番は問いません。「60点台であれば不合格にしてください」という記述は認めません。答案用紙に大きく×を付けて採点対象にならないことを示すことは可能です。

**I** 次の文章の□1から□10に入る言葉を(漢字で)書きなさい。同じ番号には、同じ言葉が入りません(各2点。合計20点)。Iが10点未満の者はそれだけで不合格。

- (1) □1は、物権が現に侵害されている状態があるだけで発生する。その点で、不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なって、故意・過失を要件としない。
- (2) 民法第177条が意思表示に基づく物権変動以外にも適用されるかどうかにつき、判例は、変動原因についての□2説と呼ばれる立場を採っている。他方、同条の「第三者」については、□3を有している者に限定する解釈が採られている。
- (3) 請負人Aが代金未払のまま途中まで建物の建築工事をした建前を利用して、注文者が別の請負人Bに建物を完成させた場合、□4をだれが提供したかで所有権の帰属を決める判例の考え方によれば、特約がない限り、□5の規定により、Aの作った建前の価格と、Bの提供した□4価格に工事によって増加した価格を加えたものを比較し、その大きい方を提供した者が完成した建物の所有権を取得することになる。
- (4) □6権という制度は、建物が土地に□7せず常に別個の不動産として扱われること、及び、混同との関係で□8権が認められないことから、□9権が実行されて土地と建物が別々の所有者に帰属するに至った場合において、当事者の合理的な意思の推測と建物の存続という公益を理由に、建物のために土地の利用権が設定されたものとして法が扱う制度である。なお、□6権が成立しない場合であっても、土地と建物が別々であると買い手がつきにくいので、土地の□9権者は、□9権設定登記後に建てられた建物をも一緒に競売することができる。これを□10権という。

**II** 次のうちA群とB群から1つずつ合計2つを選んで説明しなさい。各説明は10～15行程度を目安として書いて下さい(各15点。合計30点)。各群から2つ選ぶとか3つ以上解答すれば全部無効として採点しませんので、よく考えて選んでから解答して下さい。

A群

- (1) 公示の原則と公信の原則
- (2) 他主占有者の相続と所有権の時効取得の可否

B群

- (3) 賃料債権に対する抵当権の物上代位
- (4) 留置権の物権性

### III

次の問題を読んで、下記の問いに答えなさい（50点）。

2014年12月1日、製造会社Aは、Xに対する5000万円の借入金返済債務（弁済期は2015年3月1日。利息・損害金については簡略化のため省略する）を担保するため機械甲（時価1億円）をXに譲渡し、Xのために占有するという意思表示をしたうえで、引き続き製造のために使用する許諾を得た。Xの所有権取得を示す動産譲渡登記やネームプレートの貼付は行われていなかった。

2014年の年末に取引先が倒産して資金繰りが苦しくなったAは、2015年1月5日、当面の経営資金を得るため、弁済期を2月5日としてYから3000万円を借り、この借入金返済債務を担保するため、甲をYにも譲渡し、以後Yのために占有するという意思表示をした。甲は、同様に引き続きAが商品の製造のために使用していた。YはAの経営が苦しいことは知っていたが、甲につきXが権利を取得していたことを知らなかった。

Aは、2月5日に3000万円の返済ができず事実上の倒産状態に陥り、以後の営業を停止した。2月6日に、Yは従業員をAのところに差し向け、Aの同意を得て甲を持ち去ったが、まだ清算手続きは終わっていない。甲の搬出に気付いたXが、Aは期限の利益を失ったとして、Yに対して甲を自らに引き渡せと請求したが認められるか。